

議事(1) 設置要綱の改正【報告事項】

- ・ 改正内容：副委員長から、スマートシティ推進監を削除するもの（第3条）
組織名称の変更（第3条別表）
- ・ 施行期日：令和5年4月1日

前橋市DX推進委員会設置要綱

令和3年3月22日伺定め

(設置)

第1条 前橋市におけるデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を組織横断的に推進するため、前橋市DX推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 前橋市DX推進計画の策定及び変更、進捗管理に関すること
- (2) DXの推進にかかる総合調整、各部における牽引に関すること
- (3) その他、DXの推進について必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には未来創造部長、その他委員長が指名する者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

改正案		現行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
委員	職員課長（人事） 秘書広報課長（広報） 行政管理課長（行政改革・法令） 政策推進課長 未来政策課長（地域情報） 情報政策課長（情報政策） 財政課長（財政） <u>市民協働</u> 課長 文化国際課長 社会福祉課長 <u>こども支援課</u> 保健総務課長 環境 <u>政策</u> 課長 産業政策課長 農政課長 都市計画課長 道路建設課長 水道局経営企画課長 消防局総務課長 教育委員会事務局総務課長 教育委員会事務局学校 <u>管理</u> 課長	委員	職員課長（人事） 秘書広報課長（広報） 行政管理課長（行政改革・法令） 政策推進課長 未来政策課長（地域情報） 情報政策課長（情報政策） 財政課長（財政） <u>生活</u> 課長 文化国際課長 社会福祉課長 保健総務課長 環境 <u>森林</u> 課長 産業政策課長 農政課長 都市計画課長 道路建設課長 水道局経営企画課長 消防局総務課長 教育委員会事務局総務課長 教育委員会事務局学校 <u>教育</u> 課長